福島社発第　２１４　号
平成２９年　２月１０日

会員　各位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

災害時における相談支援業務への協力のお願い

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

東日本大震災並びに福島第一原発事故の際、有志による避難所での自主的なボランティアでの相談から始まり、全国社会保険労務士会連合会の協力も得ながら県会として被災者支援、復興支援を実施してまいりました。これまで継続して実施できましたのも、会員皆さまのご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

東日本大震災並びに福島第一原発事故の被災者支援、復興支援の実績と経験を活かしていくため、平成２７年度から福島県及び県内の自治体に対し、災害時における無料相談等に関する協定書（以下「災害協定書」という。）の締結に取り組んでまいりました。

平成２８年３月１６日に郡山市と災害協定書を締結し、以後、福島県、福島市、会津若松市との災害協定書の締結が終了しております。現在、いわき市、須賀川市、白河市に災害協定書の締結について要請しているところであり、今後も県内の残りの市に要請していく予定です。

以上によりまして、この災害協定書の締結により、福島県等の要請があった場合に、災害時に労働・社会保険等の相談にご協力いただける会員（以下「ボランティア相談員」という。）を下記により募集したいと存じます。

つきましては、ご協力いただける会員の方は、申込いただきますとともに、「災害協定書における相談支援業務に関する覚書」２通を２月２８日（火）までにご提出いただきたくお願いいたします。

記

１．覚書の締結

「災害協定書における相談支援業務に関する覚書」の内容を確認いただき、２通に記名・押印のうえ２月２８日（火）までにご提出ください。

２．業務

（１）福島県等との災害時における労働・社会保険等の以下の相談業務

①労働関係の相談支援

雇用保険の手続の仕方、離職票の書き方、労災保険における給付の手続き相談など

②健康保険及び年金関係の相談支援

健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談、遺族年金、障害年金の手続の仕方

年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方など

（２）原則、交通費（実費）のみの支給

連合会等の支援が得られる場合は、謝金または日当について別途検討します。

（３）ボランティア保険の加入は、県会で一括加入いたします。

補償金額：死亡・後遺障害保険金 1,200 万円　入院日額 6,500 円　通院日額 4,000 円

相談業務時の天災（地震、噴火、津波）に起因するケガも補償対象とします。

３．期間

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日

４．その他

社会保険労務士賠償保険に加入してください。

以上

締切　平成２９年２月２８日（火）

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　　FAX　０２４－５３４－５４３２

平成２９年　　月　　日

災害時における相談支援業務への協力について（回答）

支部　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害時における相談支援業務への協力を希望します。

□　「災害協定書における相談支援業務に関する覚書」の提出（２通）

「覚書」に記名・押印し郵送しましたら、☑してご連絡ください。

災 害 協 定 要 旨

1　協定先

福島県（平成28年8月18日）、福島市（平成28年10月27日）、郡山市（平成28年3月16日）、会津若松市（平成29年1月19日）

2　趣　旨

地震災害、気象災害等の大規模な災害が発生した際、社会保険労務士がその専門的知見を活かし、被災者の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため無料相談等を実施する。

3　協定内容

【行政】　◎相談会場・設備の無償提供
【社労士会】◎相談員の派遣
・労働関係の相談支援
　雇用保険（失業給付）の手続の仕方、離職票の書き方、労災保険における給付の手続き相談 等
・健康保険及び年金関係の相談支援
　健康保険証の再発行等の健康保険に関する相談、遺族年金、障害年金の手続の仕方、
　年金手帳の再発行、年金の各種変更手続の仕方　等

4　連絡体制及び実施体制

【連絡体制】　別紙「連絡担当窓口」のとおり
① 連絡担当者は、正副会長、当該支部正副支部長、県会・支部事務局とする。
② 連絡先は、平日（勤務時間内）は県会事務局、夜間・休日等は当該支部長（携帯）とする。
【実施体制】
① 相談対応は覚書を締結した相談員（ボランティア相談員）があたる
　毎年2月に募集し、応募の際に覚書を提出する。継続応募する場合は覚書の提出を省略する。
② ボランティア保険の加入
　毎年4月1日～翌年3月31日までの間ボランティア保険に加入。保険料は県会負担。
③ 各支部へボランティア相談員名簿を報告

5　相談支援業務の実施スキーム

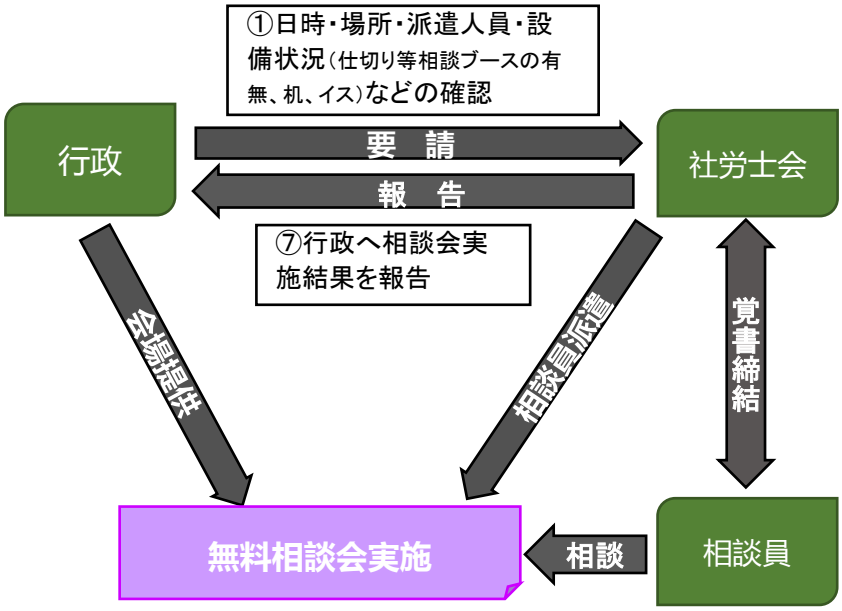

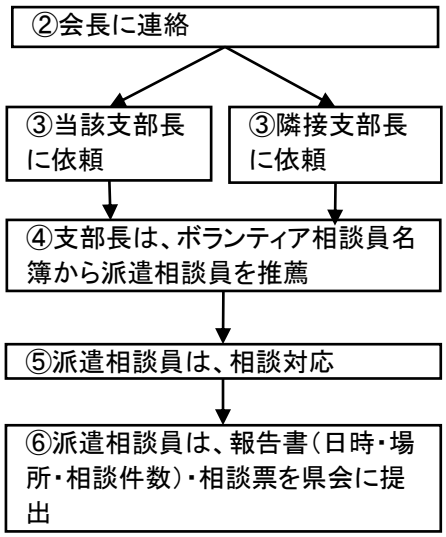

災害協定書における相談支援業務に関する覚書

福島県等との災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく相談・支援を行うにあたり、福島県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）とその業務の依頼を受けた会員（以下「ボランティア相談員」という。）は、以下の事項に関して合意し、覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第１条　福島県等との災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく相談・支援を行うことを目的とし、社労士会及びボランティア相談員は、この覚書の各条項を信義に則り誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第２条　ボランティア相談員は、社労士会からの依頼により以下の相談や支援（以下、「相談支援」という。）の業務を行う。

（１）労働関係の相談支援

雇用保険の手続の仕方、離職票の書き方、労災保険における給付の手続き相談など

（２）健康保険及び年金関係の相談支援

健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談、遺族年金、障害年金の手続の仕方年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方など

（期間）

第３条　この覚書の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに、ボランティア相談員から継続の意思表示がある場合、本覚書は自動的に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（経費の負担）

第４条　社労士会は、相談支援の業務にかかる費用として、交通費実費を支給し、相談支援に関わるその他の必要経費は、別途協議する。自己の飲食代は、自己負担とする。

（災害補償）

第５条　社労士会は、ボランティア相談員が、相談支援の場所の経路の途中及び支援等従事中に負傷、罹患、又は死亡した時の補償のためにボランティア保険に加入する。

（損害の負担）

第６条　ボランティア相談員は、あらかじめ社会保険労務士賠償保険に加入し、相談支援の業務の内容に関して生じた損害は、ボランティア相談員が負うものとする。

２　相談支援の業務に起因する偶然な事故により相談者等の他人に負傷、物品の損壊、人格権の侵害等の損害賠償は、社労士会加入のボランティア保険が保証する範囲内で社労士会加入のボランティア保険を優先する。ただし、社労士会加入のボランティア保険の保険金を上回る又は補償内容以外の場合は、別途協議する。

（秘密保持）

第７条　派遣会員は、相談支援の業務で知り得た一切の秘密を他に洩らしてはならない。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議して定める。

以上を合意した証として本覚書を２通作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年４月１日

福島県社会保険労務士会
会　長　　金　子　　昌　明　　㊞

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

災害協定書における相談支援業務に関する覚書

福島県等との災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく相談・支援を行うにあたり、福島県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）とその業務の依頼を受けた会員（以下「ボランティア相談員」という。）は、以下の事項に関して合意し、覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第１条　福島県等との災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書に基づく相談・支援を行うことを目的とし、社労士会及びボランティア相談員は、この覚書の各条項を信義に則り誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第２条　ボランティア相談員は、社労士会からの依頼により以下の相談や支援（以下、「相談支援」という。）の業務を行う。

（１）労働関係の相談支援

雇用保険の手続の仕方、離職票の書き方、労災保険における給付の手続き相談など

（２）健康保険及び年金関係の相談支援

健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談、遺族年金、障害年金の手続の仕方年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方など

（期間）

第３条　この覚書の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の前までに、ボランティア相談員から継続の意思表示がある場合、本覚書は自動的に１年間延長するものとし、その後も同様とする。

（経費の負担）

第４条　社労士会は、相談支援の業務にかかる費用として、交通費実費を支給し、相談支援に関わるその他の必要経費は、別途協議する。自己の飲食代は、自己負担とする。

（災害補償）

第５条　社労士会は、ボランティア相談員が、相談支援の場所の経路の途中及び支援等従事中に負傷、罹患、又は死亡した時の補償のためにボランティア保険に加入する。

（損害の負担）

第６条　ボランティア相談員は、あらかじめ社会保険労務士賠償保険に加入し、相談支援の業務の内容に関して生じた損害は、ボランティア相談員が負うものとする。

２　相談支援の業務に起因する偶然な事故により相談者等の他人に負傷、物品の損壊、人格権の侵害等の損害賠償は、社労士会加入のボランティア保険が保証する範囲内で社労士会加入のボランティア保険を優先する。ただし、社労士会加入のボランティア保険の保険金を上回る又は補償内容以外の場合は、別途協議する。

（秘密保持）

第７条　派遣会員は、相談支援の業務で知り得た一切の秘密を他に洩らしてはならない。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議して定める。

以上を合意した証として本覚書を２通作成し、記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年４月１日

福島県社会保険労務士会
会　長　　金　子　　昌　明　　㊞

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞